

東久留米市個人情報保護審査会 (令和4年度第3回) 議事録

- 1 開催日時 令和4年10月17日(月) 午前10時00分～午前11時4分
- 2 場 所 東久留米市役所 3階 庁議室
- 3 出席者 東久留米市個人情報保護審査会
会長 佐藤 佳弘
委員 林 克己
委員 藤原 晃
委員 中 由規子
委員 大野 彰
事務局
総務部長 下川 尚孝
総務部総務課長 関 知紀
総務部総務課法務・文書担当課長補佐(兼)主査 伊平 篤志
総務部総務課法務・文書担当 村野 晋太郎
- 4 議 題 (1) パブリックコメントの結果及び答申案の取りまとめについて
(2) 答申について
(3) 条例(草案)について
(4) その他
- 5 配付資料 ・資料1 (仮称)東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例の方向性に対するパブリックコメントの結果について
・資料2 改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について(答申)(案)
・資料3 東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(草案)
東久留米市個人情報保護審査会条例(草案)

7 傍聽者 1名

【会長】

それでは定刻前ですけれども、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。皆様おはようございます。本日も審査会のご出席をありがとうございます。

私は先月、千葉の多古町の小学校に講演に行きました。多古町というのが成田空港駅からタクシーで30分離れたところにある町なんですね。自宅を出て電車で向かって空港に着きましたのでホームに降りていきましたら、様子がおかしいんです。成田空港でなく羽田空港に行ってしまったんですね。新橋駅で空港行きの電車が来たのでそのまま乗って、あまりに忙しいのでメール処理に集中していますから、間違った方向に行っていることに気が付かなかったんですね。慌ててそこから成田に行きました。羽田と成田は一文字違いですが距離は相当あります。でも幸いに、遅刻せずに小学校に着きましたので無事に講演も終わることができました。もうそれ以来私は電車に乗ってメール処理するんですけども、もうトラウマですので、しょっちゅう駅名を確認しながら移動することにしています。皆様、どうぞメール処理にはお気をつけください。

本日は、7月に市長から諮問していただいた宿題の答申案をまとめることになりまして、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和4年度第3回になります、東久留米市個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

まず最初に会議の成立を確認させていただきます。委員の皆様お揃いですので、定足数に達しています。会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは傍聴人の方いらっしゃるか、ご確認いただけますでしょうか。

【事務局】

いらっしゃいません。

【会長】

では、傍聴人なしということで進めさせていただきます。

最初に審議に入る前に、配付資料の確認をしていただきたいと思いますので、事務局の方から説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、配付資料について確認をさせていただきます。今回は資料を3点ご用意させていただきます。資料1は、(仮称)東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例の方向性に対するパブリックコメントの結果について、でございます。続きまして資料2として、改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について(答申)(案)、資料3として、東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(草案)及び東久留米市個人情報保護審査会条例(草案)を机上にて配付しております。

なお、第1回の議事録につきましても、併せて机上にて配付をしておりますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

配付資料の確認につきましては以上です。

【会長】

ありがとうございました。

皆様、配付資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は、次第に（1）から（4）まで用意されています。この順に進めさせていただきます。

まず（1）のパブリックコメントの結果及び答申案の取りまとめについて、になります。審査会で審議してきた結果、パブリックコメントにかけております、その結果の報告と答申案の取りまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは、2議題（1）パブリックコメントの結果及び答申案の取りまとめについて、ご配付しております、（仮称）東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例の方向性に対するパブリックコメントの結果について、に沿って私よりご説明の方させていただきます。

まず1番、趣旨でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われることとなりました。地方自治体関係の施行期日である令和5年4月1日に向け、個人情報保護法により条例に委任されている事項について検討させていただくため、令和4年7月19日に本審査会へ諮問を行い、令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について、を取りまとめていただいたところでございます。こちらについてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果について報告するものでございます。

2、主なパブリックコメントの内容についてでございます。ご審議いただきました条例要配慮個人情報について、個人情報取扱事務届出について、情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定について、開示請求に係る手数料について、開示、訂正及び利用停止請求の手続について、行政機関等匿名加工情報について、東久留米市個人情報保護審査会（仮称）について、の7点の方向性を取りまとめ、パブリックコメントに付しております。

3です。パブリックコメントの期間でございます。令和4年9月1日から9月21日までの21日間で実施いたしました。

4、パブリックコメントの結果でございます。お寄せいただいた意見は0件でございました。

5、今後のスケジュールでございます。10月17日、本日でございますが、第3回東久

留米市個人情報保護審査会を開催しております。この後、本審査会にてお取りまとめいただく予定の答申に沿って、11月中に条例案を取りまとめ、12月の令和4年第4回市議会定例会に提出する予定でございます。本審査会でお取りまとめいただいた、令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について、に係るパブリックコメントの結果、寄せられたご意見が0件であったという結果でございますので、この結果を踏まえ、この後、答申の取りまとめをお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について審議した結果をパブリックコメントにかけたところ、パブリックコメントの内容は、今ご説明ありましたように7点についてかけられておりますが、結果としては、寄せられた件数は0件ということになっています。ちょっと寂しい気もありながら、ほっとするのもあり、やはり内容が難しかったこともあったかもしれませんが、0件ということになっております。3週間でしたので、その間ご意見は寄せられていません。

このパブリックコメントの結果について、そして5番目に今後のスケジュールの予定も記載されておりますが、パブリックコメントの結果やスケジュールについて、何かご意見とかご質問ございましたらいただきたいと思っております。

特にありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。

このパブリックコメントを受けて、今後のスケジュールにありますように、この条例案の取りまとめもありますので、この後ご説明いただくことにしたいと思います。

まずは7月に市長から諮問されていた宿題の答申を作らなくてはなりません。

(2)の答申について、についてになります。この方向性についての答申を、この今日の審査会で取りまとめたいと思っておりますので、事務局から説明していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは2議題(2)答申について、ご配付しております改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について(答申)(案)に沿って私の方からご説明させていただきます。こちら、答申の内容につきましては、令和4年7月19日、8月12日と2回にわたる審査会において、委員皆様からいただいたご意見、また先ほどご報告申し上げたとおり、パブリックコメントの結果、お寄せいただいたご意見が特になかったことから、本審査会において

お取りまとめいただいた内容を、そのまま答申（案）として取りまとめております。したがって、ここでは一つ一つの説明は割愛をさせていただければというふうに考えております。

全体の構成としては、まず表紙がございまして、1枚おめくりいただくと、答申の具体的な内容を記載しております。1結論として、改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討については、別紙2に掲げる市の方向性である「令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例（以下「新条例」という。）の方向性について」を適当と認める。なお、その理由及び意見等は、下記4で述べる、としております。

2 諮問の趣旨は、国の法改正により諮問があったことについて記載をしております。

3 審議の経過は、これまでの審査会開催の経緯でございます。

4 適当と認められる理由において、審査いただいた7点について、それぞれの理由を記載しております。なお、(3)の情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定、(6)の行政機関等匿名加工情報、(7)の（仮称）東久留米市個人情報保護審査会については、本審査会から頂戴したご意見があったということで記載の方をしております。

1枚おめくりいただきまして、令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について、でございます。こちら別紙2としてお付けをしているものでございます。こちらはパブリックコメントに付した際にお取りまとめいただいたものを、より詳細な内容として記載、添付しているところでございます。

改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について（答申）に係る事務局からの説明は、以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

パブリックコメントを受けて意見は無かったのですが、それを受けて、答申案は作成されています。答申案は、これまでこの審査会で審議した結果のまとめになっております。答申案について、ご質問やご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問ご意見、ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

【会長】

委員の方々から質問や意見がございませんので、答申案の（案）を削除して、これを成案とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

（「はい」の声あり。）

【会長】

答申の内容ができましたので、今後この答申を受けて条例を制定していくこととなります。議題の(3)になります条例の草案について、事務局から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

条例草案について、私の方から説明申し上げます。あくまでも草案ですので、そういったこともお含みいただきながら、よろしく願いいたします。

2点、条例の方をお示ししております。一つ目が、東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例ということで、法律で委任された部分の施行をする条例ということです。もう1点が、この審査会に当たるところですけれども、東久留米市個人情報保護審査会条例と、この2点をお示ししております。

まず1点目から順にお話してまいろうかなというふうに思います。長いので、なるべく簡潔にお話したいというふうに思います。

東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例です。

第1条は趣旨規定で、この条例は、個人情報の保護に関する法律、少し飛ばしまして、4行目で、の施行に関し必要な事項を定めるものとする、ということで、根拠は個人情報保護法だ、というようなことが書かれております。

第2条は定義規定です。市の機関というものが、ここに市長、教育委員会と色々書かれておりますが、全て執行機関に限定されております。前回のご説明でも、お話ししたとおり、議会というものは法律の方で除外されておりますので、そういったものは議会側で対応されるのかなということで、その辺の情報はお伝えしておるところです。ここにおいては議会というものが含まれておらない、というところがございます。第2項は用語の定義で、個人情報保護法で使ったものによりますよ、ということが書いてございます。

第3条、個人情報取扱事務登録簿ということです。これは前回のお話の中で、市役所にどのような電子データが保管されているのかというのを市民の皆様にお知らせするために、個人情報ファイルというものを作るというような義務が、法で課されたということをご説明したかと思えます。ただ、個別の電子データというものも、バラバラ作られるより、事業単位で作った方が、そういった帳簿の方が、分かりやすく整理もしやすいというようなお話もさせていただいたのかな、というふうに思っております。そのお話が第3条のところでございます。ただ1点、ご説明が必要な部分もございまして、そのときにお話したときには、この言葉、登録ではなくて届出というお話をしました。資料1、今回のですね、先ほど課長から説明があった2の主なパブリックコメント内容について、と書いてあるのですが、2番目に、個人情報取扱事務届出と書いてあったのですが、これを登録ということにさせていただきました。その理由は、最初は色々な国の通知とか用語が飛び交っていたところがあるのですけれども、届出だとか登録だとか。ただ最近は、概ね登録という言葉に結構集約されて

いる感がありまして、今後運用していく中で、内容には特段変わるところはないのですけれども、言葉の違いによって何か混乱をしてしまったらよろしくないのかな、というふうなこともございまして、登録という言葉を使っております。内容は一切、変えてございません。それで（１）から（１０）、そこまではその登録簿に記載事項として書こう、というところを今草案の段階では考えております。２項ですが、これは、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、こういった登録簿に登録するというような義務を課しているということなのです。変更しようとするときも、そういう変更義務が生じるということが書かれております。３項目が、１行目の後ろの方ですが、こういう個人情報取扱事務を廃止したときは、その登録を抹消するというようなことを書いてございます。４番目が、この個人情報取扱事務登録簿を公表しなければならないということです。これは、個人情報ファイル簿が公表ということもありますので、一緒に公表しなければ意味がないだろうというところで、このように書かせていただいております。

４条です。開示請求書には、法第７７条に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載しようとするものであるということです。これも資料１で見ますと、細かいお話ではございますが、主なパブリックコメントの５番目に当たる、開示、訂正及び利用停止請求の手續について、というところですね。ここで、こういった規則で書くという内容と、あともう一つあったのが、法定の日数にする。初め、３０日の法定ではなく１４日間でやらせていただきたい、というところなのですけれども、その辺は法定でしたらどうか、というところがありました。そういったことなので、今回はその中で１４日というのは省いて一切書いてないのですが、一切書いてないということは法律がそのまま適用されるので、そういう趣旨ということでございます。

次に、開示請求に係る手数料等ということで、第５条の話でございます。これもパブリックコメントで言うと、資料１の４番目の手数料なのですけれども、ここには、手数料の額は無料だということですね、あと第５条第２項で、コピー代、郵送代、これは実費負担ですよ、ということが書いてございます。

第６条と第７条は、先ほど開示手續、第４条でお話した内容の訂正請求と利用停止請求の話でございます。これはそのまま書いてございます。

第８条、これもパブリックコメントで言うと、７番目ですね、これの審査会への諮問というところなのですが、これは第８条、市の機関は、２行目で、東久留米市個人情報保護審査会に諮問することができる、ということで、この（１）から（４）まで書いております。これまでの説明で、審査会の機能というのは、いわゆる行政不服審査法に基づく審査請求に対して審査する機能、あともう一つは、いわゆる法にも定められておりましたけれども、任意規定として具体的な助言とか意見とかそういったものを述べる機能というような、二つのところがありまして、二つ目の方を入れるかどうか、というような議論がなされたところの、その二つ目の部分に該当するものです。（１）ですが、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、（２）法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようと

する場合、(3)が、運用上の細則を定めようとする場合、(4)が、後ろの方から見ますと、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき、と、こういった四つのものが諮問事項ですね、その二つ目の方の、行政不服審査法じゃない方を書いております。(1)については、この条例を改正、廃止しようとするときに、審査会にかけようかなということ、ここにお話しています。国の資料とかを見て、ここを記入しております。若干気になるのは、例えば軽微な法の条ズレとかそういったときに諮問するのかとかいうところも少し個人的には考えたのですが、国の資料に準じて、このように書いております。(2)と(3)は、ほとんど個人情報保護法について、具体的な取り扱いマニュアルのようなものが定められており、非常に多くの資料を各委員にもお渡しして、その中にも細かいことが書いてあるのですが、そういった中でそれを超えて何か市で作っていくというの、していかなければいけないとは思いますが、まずはマニュアルに準じて運用していくようなことがありますけれども、今後知見が個人情報保護委員会等々、照会していく中で集まっていくと思いますので、そういったときにこういったような取り扱いで、ということも踏まえる必要があるかと思えます。そういったときに諮問をするというようなイメージで考えております。

第9条ですね、これは運用状況の公表ということですよ。

付則です。ここからは付則なので、実体規定ではないです。本体の条文はここで終わりのですけども、ここはあくまでも付則的な内容を見ていきます。

1条は施行期日で、令和5年4月1日です。

第2条は、古い条例をここで廃止します。

第3条は、少しややこしいのですが簡潔にお話します。ここは経過措置という規定でございます。少し分かりにくくて恐縮なのですが、例えば今回でいうと、施行期日は令和5年4月1日なのですが、その4月1日をまたいで何か案件が生じたときに、旧制度を使うのか、新制度を使うのかということが迷うことがあります。そういったときに、こういうふうな制度改正をするときに、こういった付則というところで、こちらの規定を使うんだよということを書く決まりになっておりますので、それで書いております。一番目の第3条ですが、ここは条文を読むのは割愛しますが、内容としては、職員は旧条例で知り得た個人情報について守秘義務というものがありますけれども、例えば令和5年4月1日以降に、その旧条例はもうなくなってしまうのですが、そのなくなってしまうとしても、旧条例で言っていた守秘義務は当然課されるんだよ、ということが書いてあります。それで第2項ですが、これも同じですが、受託事業者、市には色々な委託関係があって、受託事業者があるのですが、そこに守秘義務の規定というのは、今現行条例であるんですね。現行条例であるんですけども、条例が廃止されたからといってそれを漏らしてしまわれたら困るので、それはちゃんと、そういうものは生きるんだよということが書いてございます。第3項も同じです。同じように指定管理者という、公の施設の管理を担っていただく制度があるのですが、それについてお願いしているときに、そこで知り得た旧条例の

個人情報令和5年4月1日以降も守秘義務を遵守する義務がある、ということが書いてございます。第4項です。この第4項というのは、開示請求手続というのがあります。これが令和5年4月1日以前に出された場合に、決定行為というのは恐らく令和5年4月1日以降になると思うのですが、そこを旧条例で処理するんだよということが書いてございます。第5項は、ここからは罰則規定が今の条例で書かれております。今の現行条例でも46条というところがあるのですけれども、そこから何個か罰則規定があるんですね。それでこれも令和5年4月1日をまたがった場合に迷わないようにするために規定をするというようなことです。ただ、あくまでも制度はそのままです。特にその罰則だからといって量刑というか、そういったものを変えたらまずいので、あくまでも旧条例でそういった得た個人情報を漏れいしたという場合に、それで罰則がなくなるというのはおかしいことなので、そこは旧条例どおりだよということが書いております。それが第5項です。第5項は、職員、あと先ほど言いました委託事業者のその受託者ですね、よく見ると、その従業員ということが書かれております。第6項が、先ほどの第5項は電子データの塊の概念だったのですが、第5項が少しややこしいのですが、この上から3行目辺りに、電子計算組織を用いて検索するように体系的に構成したものと書いてあるので、いわゆるデータを渡してしまったという場合に罰則が科される、というように書いてあるのですけれども、この第6項というのは、この2行目に、旧個人情報ということが書いてありますので、個人情報単位なのです。個人情報を渡してしまったということは、電子データの塊を渡してしまったということ、変わらないような気もするのですけれども、個人情報というもう少し広い概念というか、ここは少し解釈とかも変わるかと思うのですけれども、例えば、先ほどはデータだったので、ここは紙の情報を渡してしまったとか、そういったことを規定するのが現行条例にもあるので、それも条例が無くなったからといって、罰則が無くなるというのがおかしいので、ということでこういったことを書いております。この辺も国の資料に基づいて書いております。7項です。これもあまり変わらないのですが、ここは個人の秘密を漏らしたときということで、いわゆる言葉で漏らすとか、そういったことを想定していると思いますけれども、こういったことについてもこれまで旧条例で書かれていたので、これを書いてございます。8項は、これは私もあまり詳しくはないのですが、両罰規定というものでございます。どういったことかという、上の方今お話してきたものというのは、いわゆる従業員、使用者がいて被用者がいて、その従業員が漏らしたというような書き方だったのですけれども、ここは、その従業員だけではなくて、その使用者にも責任があるでしょうということ、今の条例でも書かれておるのですけれども、それは引き続き条例が無くなったからといって、その責務は免れないということが書いております。9項については、例えば、なりすましの開示請求とか、例えばあったとして、施行日後にそれを発覚してもこれは過料とかを指しているのかなというふうに思いますけれども、そういったものに対しても今まで過料で規定しておったのですけれども、それも条例が無くなったからといって、そういった罰則はなくなるのはおかしいので、ということで書いてございます。

次に第4条第5条第6条、これはですね、ちょっと語弊があるかもしれないですけど、玉突き的に条例が改正されるのが、指定管理者の手続きの条例と第5条も同じなのですが、第6条は防犯カメラの条例です。これは個人情報保護条例が今まで根拠規定だったのですが、個人情報保護法が根拠規定になるので、これは用語の改正というような意味でございます。これが施行条例のお話でございます。

次に個人情報保護審査会条例でございます。

目次は割愛させてもらって、第1条は趣旨規定でございます。

第2条はこれが本審査会の設置規定を置かせていただいております。それでここに1号と2号がありますけども、1号がいわゆる不服申し立ての審査機能でございます。2番目が先ほど申し上げた市長の諮問に応じて意見を述べるといったような機能になります。それで第2項は、今まで詳しいご説明はしてこなかったのですが、特定個人情報保護評価制度というものがございまして、保有個人情報に、例えば新しい特定個人情報を保有しようとするときにそれが評価書みたいのを作って公表しますよというような、そういう制度があるのですが、そのときに審査会に付するということがありますが、ただ市町村の人口総数とか、あと特定個人情報の数が一定程度大きい場合に発生する義務で、あまり諮問案件としてあがってくることはないのですが、旧条例下でこのようなものがあつたので、ここはそのまま移記して、移していますのでそこを書いてございます。これも特定個人情報保護の法律ですね、マイナンバー法だったかどうかちょっと覚えてないのですが、マイナンバー法関係の法律で規定される事項でございます。

続いて第3条は審査会の委員は5名です。

第4条は優れた見識を持つものから委嘱します。それで第2項は2年間の任期とします。第3項は再任ができます。第4項は秘密を漏らしてはいけない守秘義務がございます。

第5条は会長を置きます。第2項は会長の職務を書いてございます。第3項は会長に事故があるときの職務代理の規定でございます。

第6条は第1項、第2項とも諮問庁と保有個人情報の用語の規定です。用語の定義規定です。

第7条から第9条までは審査会の不服申し立ての方ですね、不服申し立ての機能がなされた場合のいわゆる手続き規定です。これちょっと読みにくくて大変恐縮ですけど、第9条が、行政不服審査法の準用と書いてあるのですが、これが意味合い的には本体規定、行政不服審査法という国で一律に使っている法律があるのですが、そこに手続き規定が載っているんですね。基本はこれを使うと。ところが、第7条、第8条だけは特出しして個人情報保護審査における不服申し立ても、こういうような権限をつけていると、この辺も国の資料に基づいて作っております。なぜこういう形なのかというところを今ご説明します。

第7条は、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を

求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。第2項は、諮問庁は、審査会からそういった求めがあったときは、これを拒んではならないということで、諮問庁はそういう個人情報の提示義務というか、そういったものがあります。第3項はその分類整理資料ですね、保有個人情報の、ということで、私も深いところまでは少し分からないのですが、インカメラ審理というような内容とのこととでございます。個人情報なので、いわゆる秘匿性が非常に高いのですが、けれども、例えば個人情報の開示非開示を争われたときに、当該個人情報を見ることができなければ、それが非開示が妥当なのかどうかということが判断できないので、そういったものを見る必要はあるというような内容のこととでございます。

それで第8条がそれに付随しておるんですけども、ここも、いわゆる請求人から主張書面とかの提出があったときには、審査請求人以外のものにも基本、送達する義務があると思われるのですが、審査請求人の個人情報だったりするものですから、そこがその意見を聞かなければいけないというのが2項に書いてありまして、第7条、8条、9条というのは同じ行政不服審査法の審査請求なんだけれども、個人情報の開示請求というような特性に鑑みて、一般の手続き規定、行政不服審査法の手続き規定のみならず、第7条、第8条みたいな特則というか、そういったものを定める趣旨でございます。

第10条です。これは個人情報の取り扱いについての調査審議手続きということですが、これはどちらかというと、不服審査請求の話ではなくて、いわゆるそういう意見を市長から諮問するといったときの手続き規定でございます。審査会が市の機関に対して資料請求権や協力を求める権利があるということでございます。第2項は、市の機関以外の者に対しても必要な協力依頼をすることができるということでございます。

第11条です。第11条はこれまでもお話したとおり、やはり個人情報という特性に鑑み、非公開ということが書いてございます。

第12条は飛ばさせていただきます。

第13条です。これはいきなり出てきて唐突な感じはするのですが、現行条例においても記載されていたことなのですけれども、大変恐縮なのですが、審査会の委員さんの守秘義務を規定しているところとなります。それで守秘義務が守られなかった場合には、罰則を設けていたのですけれども、これも国の資料等々に書いてありましたので、これはそのまま現行条例の規定を引用しております。

本則はここまでです。付則です。

第1条に施行日が書かれております。

第2条です。これも細かいのですが、1項と2項というのは、現審査会委員が、これも新旧でまたがってしまうところがあります。これも先ほどみたいに調整規定がありまして、旧条例の期間をそのまま伸ばすと。委嘱期間が2年間で変わらないということを書いてございます。ですので、4月1日から何かリセットするかということではなくて、任期の残任期間とかそういったものも変わらないということが、2項で書いてございます。第3項で

すけれど、これもやはり令和5年4月1日にまたがるので、どうしようかというところがございます。これも旧制度3月31日以前に出された審査請求というものは実際に4月1日以降の審査会でしか審議はできないので、そこで行うということが書いてあります。4項が、これも意見を述べる129条機能というのがあると申しましたけれども、それも出されたならば4月1日以降だと個人情報保護法の下での審査会でしかできないので、そこで行う、ということを書いております。第5項、第6項ですが、先ほど職員の罰則に対して新旧区分の適用はお話しをしましたけれども、それと同時に先ほど審査会委員の守秘義務が13条で書いてありましたけれども、旧条例にも書いてあって新条例にも書いてあって、その罰則適用を、守秘義務だったら従前の例によるということで、適用になるというようなことを書いております。この辺は経過措置というような形で新旧区分といったものを定めているところがございます。

まとめに入りたいのですが、資料1が分かりやすいので戻っていただきます。今日お配りした資料1です。パブリックコメントの内容ということで、1番目が条例要配慮個人情報ですね、これは特に審議がないのでということで、今ご説明したとおり条例化はしておりません。個人情報取扱事務届出については先ほどのとおりです。それでこの情報公開条例の不開示情報との整合性ということですが、今条例では書かれておりませんでしたけれども、具体的には、情報公開条例という方の規定で改正することになります。これは結構詳しく第1回、第2回で、表で示し、具体的にこういうふうにしますということでお示ししたので、そういったイメージになるということがございます。それで手数料についてお話ししまして、手続きについては法定期間にするということで、特に条例上反映しておりません。それで匿名加工情報についても反映していないということですね。保護審査会については今言ったとおりということなので、その方向性については網羅できているものと考えております。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。この条例の草案は12月の市議会に条例案として提出する運びになります。

この条例案はこの審査会で審議してきた、そして今日取りまとめた答申内容を踏まえて作られてなければなりません。説明を聞いていただいて資料も見てください、この審査会での審議前と違っている部分とか疑問を感じている部分などありましたら、ご意見いただきたいと思います。草案が二つありますので、順番に最初に説明していただいた法律施行の条例草案の方から見ていただきます。ご質問とかご意見がありましたらいただきたいと思います。

変更点は届出というところを登録に変えたということであります。その他のところ何かありましたらご意見をいただきたいと思います。

ありませんでしょうか。

私の方で一点、確認したいところがあるのですが、施行条例の付則のところの第3条の2項、受託事務に従事する者とはということがありますが、この個人情報保護に関する事項というのは委託事業者と契約を結ぶときに契約書の中に記載されたり、あるいは別途に個人情報の取り扱いについての取り交わしをすることがあるかと思うのですけれども、そちらの方では対処はされていないのでしょうか。

【事務局】

はい。実際には結論からすると対処はしております。当方の契約所管課において、正式名称を少し違うかもしれないのですが、個人情報保護に関する特記事項仕様というものです。そういったもので、実際に東久留米市の旧個人情報保護条例に基づいて、やはりそういう委託事業者の守秘義務規定とかその漏えいとかを、制限する規定というものが課されているので、それに準じてそういった委託事業者に、そういった個人情報に関わる事務を委託するようなどきというものは、特記仕様書というものをつけて、それでそういった手法、こういう当然、条例でいわゆる縛りというものはあるのですけれども、そういった契約上の段階においても、そういったものの措置を従前もしてきておりますので、今後も新しい保護法ができたときには、当然そういったところも新法の趣旨に準じて、そういった契約時にはしてまいるといことは、その契約主管課とも協議しながら定めてまいりたいというふうに思っております。

【会長】

ありがとうございます。契約のときにはしっかり取り交わしているということですね。

施行前も施行後もというふうに経過措置をわざわざ掲載するという意味があるのかなというふうに思いますけど、重ねて掲載していても守っていただければいいのかもしれない。

他に何かございますでしょうか。

あと私もう一点、やはり付則の中の第3条の8項、個人情報の保護に対して違反行為をしたときの処置が書かれています。もちろん個人情報保護法は対象が事業者ですので、従業員個人の行動までは保護法は云々言えずに、その法人の行為について定められていますので、わざわざこのように行為者、つまり従業員に対しても、ということがこの第8項に書かれているわけですが、条例でその法人の中の作業員に対する刑罰までここで指示することができるのかというのは、私は疑問に感じたのですけれども、その点はいかがでしょうか。

【事務局】

従業員に対してということですか。

【会長】

作業者を罰するというふうには書かれていますので、それは各法人の社内規定等の罰則規定に従って従業員が処罰を受けることになるのが通常だと思うのですけれども、条例で作業者を罰することをこのように定めるということが、気になったところです。

【事務局】

今までの条例、各市どこも同じような規定を使っているのですが、そういった意味では横並びのようなところもあるのですけれども、この罰則というのは、もう非常にこの悪意という言葉がいいのか、犯罪性が強いとか、罰則なので、個人が本当にいわゆる正当な理由もなく、持って行ってしまったという個人責任性がやはり強いような書きぶりなのです。例えばこの場合で言いますと、市役所に膨大な個人情報があるのですけれども、これを例えば名簿事業者に売りつけてやろうというようなことで持って行ってしまおう、というようなところで、そういった場合には、やはりその個人の帰責性というのが高いというのが多分反映されているのかなというふうには思います。

ただ、そうは言っても、第8項で、この法人に対して、帰責性を求めるというものはやはり管理責任っていうのはあるでしょうというようなことなのかなというふうに思います。この辺は、あまり今回の国の資料で細かく書かれてないので、私も結構苦慮はしておるんですけども、そういうふうに、やはりこの非常に実行者のいわゆる過失ではなくもう本当に故意ですね、そういったところが見ていて、見受けられるなというふうに思っておりますし、そのように法律も規定されていますのでこのような規定になっているということでございます。

【委員】

やはり市民の立場からすると本来は国なり自治体が預かる個人情報を、実際は他の業者、民間業者に委託することを認めているので、それでもう自由に、ざるのように出ていってしまったらもう預けること自体ができませんので、この間のオリンピックのように本当にみなし公務員みたいに、要するに個人情報を扱うものは公務員に準じるようにして、例えば贈収賄だとか、ここまでできればまたすごいでしょうけれど、基本的に個人の情報を扱う者、本当にその事業者の1従業員にそんな責任をそこまでのモラルを求めてたらどうかみたいな、それだけのちゃんとした業者に委託してもらわないと困るということでもあります。これがないと、やはりそもそも全部市の中でやってくれ、ということになるのではないかと思います。

【会長】

市の重要な個人情報ですので市民の個人情報というのは、それが流出したり悪用されたりするとその委託事業者に対して市から様々なことがあるのは当然のことです。事業者は

責任がありますから、契約上の責任の上で対処されるべきなのですが、その事業者の中の1従業員に対してどうするかというのは、その事業者がやるべきことだと思うのですが。事業者に対しては明らかに罰則があります。その事業者の従業員に対してどうするかというのは、その事業者に任されるのが現状じゃないでしょうか。

【事務局】

当然法人には責任が第8項であるのだけれども、行為者にも罰するという事なので当然この法人の違反行為というものが、この第8項で書かれているということなのですが。

【会長】

そうですね。法人は責任があります。

【委員】

従業員まで付則で規定できるか、ということをおっしゃっていて、事務局の説明では国の資料にも書いてあるようなことをおっしゃったんですね。だから国がそれを認めているということであれば仕方ないのかなと思うのですが、その説明がかなり曖昧に言われているので、結局どうなんだというところが分からない。

【委員】

東久留米市独自のものではないってことですか。

【事務局】

これは東久留米市個人情報保護条例で実際に書かれていることなんですね。

【委員】

今の条例だと東久留米市が作った話で、国との関係がないので、それを根拠にされると少し不安になるというところもあるのですが。

【会長】

国が作った雛形にこのように書かれていれば国が認めたんだと言えるかと思うのですが、そのあたりどうでしょう。

【事務局】

この案を作ったときには、市の今の条例がこのように書かれているところもありまして、それは当然経過措置として設けなければならないのかな、というふうに思いましたが、それが新法へ移行するに当たって、今のようなお話もありましたので、ここは預からせていただ

いて、その辺の法律関係も精査させていただいてよろしいでしょうか。

【会長】

はい、よろしくお願いいたします。国が雛形を出してるかどうか、ここが大きな裏づけになるかと思しますのでよろしくお願いいたします。

調べた結果はまたメールか何かで委員の皆様には知らせる形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

【事務局】

そのようにさせていただきます。

【会長】

罰していただくのは市民感覚からして当然罰していただきたいのですけれども、それを条例で定められるかどうかという点が少し疑問になっているところです。

【委員】

法律と条例の関係っていう基本的な論点ですね。

【会長】

他に何か委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

行為者を罰するという点については調べていただき、後日委員の皆様にはメールでお知らせいただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは草案のもう一つあります審査会条例の方はいかがでしょうか。新法で審査会の位置づけが変わってきていますので、それに従って条例が作られているということになります。何か疑問点とかご質問、ご意見ございますでしょうか。諮問に応じて審議するということになっております。

それでは特にならぬようございまして、先ほどの法律施行条例と2点目の審査会条例について、いま一度ご覧になっていただき、疑問点とかありましたら事務局の方に知らせていただき、事務局の方からの回答を皆さんに知らせていただくという形で進めていきたいと思えます。

【委員】

すみません。この罰則に関する審査会条例の13条ですが、多分従前のおりだとは思いますが、要するに、先ほどの法律施行条例の罰則、業者の従業員と同じ程度の罰則。

【会長】

行為者の罰則については、刑罰は条例には入っていないんですね。第7項に、これは事業者の。

【事務局】

申し訳ありません。少し分かりにくくて恐縮なのですが、施行条例の方の5項から罰則になっておりまして、この5項というのが非常に読みにくくて恐縮なのですが、5項の一番最初に第1項から第3項までと書いてありまして。

【会長】

5項からは行為者ですね。だから同じですね。

【委員】

単純な漏えいだと1年以下、50万円で、要するにデータをごっそり持っていった場合は2年以下、100万円ということですね。

【事務局】

そういうことです。

【委員】

審査会の委員だと1年以下で30万円以下という感じなので一番軽い方ということになりますね。

【事務局】

そうです

【委員】

少し引かかるなと思いましたが、従前どおりということですか。

【事務局】

この7項が個人の秘密か何かを話の中で漏らしてしまったとか、そういったようなことが考えられるのですけれど、7項が旧条例で定まっていたのです。それも経過措置規定で、1年以下と30万円以下なので、それがそのまま新しい審査会の方の罰則にも同じように書いてある、イコールの関係となります。

【委員】

別にそれがどうこうということではないのですが、職責の重さに鑑みるとどうかなと、少し感じただけです。

【会長】

他に何かございますでしょうか。

調べていただく事項はありましたが、概ねこの審査会で取りまとめた答申に沿って法案が策定されているというふうに確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

【会長】

それではこの草案を以て議会で審議していただくように進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

議題のその他になります。その他で何かございますでしょうか。

【総務部長】

会長。

【会長】

それでは事務局からどうぞよろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは私の方から申し上げたいと思います。本答申の取りまとめに当たりましては、様々なご議論いただき、各委員の方々には、貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございます。

この答申が調いましたのは、一部確認事項が発生しましたが、概ね調いましたことにつきましては、皆様方のご尽力のおかげでございます。事務局としては先ほど精査確認の部分が発生して、メールで確認をいただくということになりましたが、そういうことも含めて至らぬ点等ございましたが、この間、様々、ご審議いただきましたことにつきまして、改めまして感謝申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

会長。

【会長】

どうぞ。

【事務局】

それではこの後の流れについてご説明の方させていただければというふうに思います。

先ほど一部確認事項ございますが、概ねというところで、答申についてはご了承をいただいておりますので、こちらについてこれより決裁の手続きを進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

その後、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただければというふうに考えております。その際にはぜひ委員皆様にもこのままご同席いただきたいと思っておりますので、もう少々お時間を賜りますようどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

答申案の取りまとめや条例案の審議など委員の皆様のご協力ありがとうございました。

事務局もこの案を作成していただいて、本当にご苦労があったかと思ひます。本当ありがとうございました。皆様のご協力でここまでたどり着くことができました。他に何か委員の皆様さんからご提案とかご質問ご意見ありますでしょうか

よろしいでしょうか。

それでは皆様に感謝しながら、第3回の東久留米市個人情報保護審査会をこれで終了したいと思いますどうぞご苦労様でした。ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時4分